

JASTPRO 486

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

2019-07/08

今月号の内容

- 記事1. 平成30年度 事業報告書 1
- 記事2. 台湾での国連CEFACT観光旅行部会の初めての開催とその活動報告 7
NPO法人観光情報流通機構(JTREC) 専務理事
国連CEFACT Travel & Tourism Domain Coordinator 鈴木 耀夫
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ 12

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事1. 平成30年度 事業報告書

平成30年度事業報告は、令和元年6月4日(火)に開催されました第20回理事会において決議され、その後令和元年6月20日(木)に開催されました第15回評議員会において承認されましたので、その主要な事業報告の概要をご紹介します。

なお、事業報告書と決算報告書は弊JASTPROホームページに掲載致します。

1. 概況

近年、経済のグローバル化は着実な進展を見せている。米国を除いた11か国によるいわゆるTPP11については、昨年12月30日に我が国を含む6か国で発効し、本年1月14日にはベトナムが加わった。また、昨年7月に署名された日EU経済連携協定(日EU・EPA)も本年2月1日に発効した。この他、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、アセアン経済共同体(AEC)など、メガFTAの創設や経済連携深化に向けた動きが、今後とも活発化していくものと予想される。

これらのメガFTA創設や平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定からより大きなメリットを享受するためにも、国際貿易取引等に係る各種手続の簡素化、電子化の推進は重要であり、ASEANシングル・ウィンドウを始め国境を越えた電子データ交換のためのインフラ整備が進んでいるところである。経済のボーダーレス化の進展に伴う国際貿易の安全性と円滑化のためにも、昨今のIT技術の利活用の推進と国際標準の導入は喫緊の課題であり、当協会が参画する国連欧州経済委員会(UNECE)に設置されている国連CEFACT¹(貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター)における国際標準化活動は、その重要性を増している。

当協会は、昭和49年の創設以来、国連CEFACTの我が国唯一の窓口機関として、また、AFAC²の創設メンバーとして、国内外における貿易関係手続に関する国際標準化活動へ積極的に参画するとともに、我が国をはじめとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等にかかる調査研究活動及び「日本輸出入者標準コード³」にかかる維持・管理業務を行ってきているところであるが、平成30年度に計画した各種事業についても、関係団体等のご協力を得て実施することができた。

2. 事業計画等の承認

平成30年度事業計画及び収支予算については、平成30年2月28日(水)に開催された第16回理事会において決議され、その後平成30年3月26日(月)に開催された第11回評議員会において承認された。

-
- 1 国連CEFACTは、国連ECE/WP.4(貿易手続簡素化作業部会)が平成9年3月に発展的に改組されたもので、現在の正式名称は、The United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business(貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター)という。改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』(Centre for the Facilitation of Procedures and Practices in Administration, Commerce and Transport)と呼んでいたが、平成12年3月、略号のUN/CEFACTはそのままで、その名称のみが変更されている。
 - 2 AFACは、Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business(貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会)といい、従来の「アジアEDIFACTボード(ASEB)」が、平成11年9月の第17回ソウル会議において発展的に改組され、AFACの略称はそのままで太平洋地域を加え、国連CEFACTが開発した国際標準等の普及を図るため、非営利、非政治的な団体として活動している。
 - 3 日本輸出入者標準コードは、昭和43年、日本船主協会がコンテナ化に対応するため開発した輸出入者符号表(いわゆる「船協コード」)が前身であり、昭和58年から当協会が保守・管理を行っている。

3. 事業別活動

(1) 広報等普及事業

平成30年度の広報等普及事業については、その具体的事業をイ. 広報普及事業、ロ. 制度・電子化調査研究事業、及びハ. 国際機関との連携推進事業に区分し、それぞれの事業を以下のとおり実施した。

イ. 広報普及事業

- ① 国連CEFACTが推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向、各種勧告、我が国及び諸外国の法令、手続き、政策の動向等の情報を収集し、当協会が発行する広報誌(「月刊JASTPRO」、月1回発行)及びホームページ上に編集・掲載するとともに、当協会の賛助会員及びこれらの動向等に関心を有する関係団体・機関、企業等に幅広く配布した。また、当協会の窓口での閲覧等を可能とするとともに、希望者に対して無償で配布した。
- ② (一社)全国中小貿易業連盟が兵庫・大阪において開催する時局講演会(2地区で139名が参加)、財務省税関研修所での税関職員を対象とした専門研修(16名が参加)、(公財)日本関税協会が主催するメガEPA原産地セミナー(60名が参加)、JETRO貿易投資相談課が主催する貿易投資アドバイザーを対象とした講演(約40名が参加)、(一社)日本自動車工業会が主催する講演(20名が参加)等に、それぞれの要請に基づき講師を派遣し、ブロックチェーン技術の貿易業務への適用に向けた取り組み、メガEPAの発効と特惠貿易実務(原産地規則)及び原産地手続、貿易関係手続の簡素化・電子化等に関する説明を行った。
- ③ また、これまでの調査研究活動を通じ、貿易取引に関する「国際売買」、「物流(運送関連の保険を含む一連のサービス)」、「金融(決済と信用)」、そして「貿易管理(通関、貿易に関する規制など)」の4分野から構成される相互の関連性等について、これを分かり易く解説していくことが必要であるとの認識に立ち、早稲田大学の名誉教授で当協会調査委員会の委員長を長年務めている「椿弘次氏」にお願いし、「貿易の実務と理論」とのテーマにて、当協会の広報誌に連載(平成26年9月以降)した。

ロ. 制度・電子化調査研究事業

平成30年度においては、制度・電子化調査研究事業として以下の事業を実施した。

① 経済連携協定の利活用促進のための調査とその情報提供(原産地手続等)

我が国がこれまでに締結した15の経済連携協定に加え、平成30年度においては、米国を除いた11か国によるいわゆるTPP11が昨年12月30日に発効し、日EU・EPAについても本年2月1日に発効したことから、現在我が国は17の国・地域と経済連携協定を実施している。貿易に関して経済連携協定のメリットを最大限享受するためには、協定ごとに定められている原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けられるための手続き等についての理解が求められ、専門家等による輸出入者への丁寧な説明が必要となる。そのため、原産地規則及び原産地手続に関し、当協会のホームページへの論文、エッセイの掲載、業界団体への講演等を実施し、関係業界等へ情報発信を行った。

日EU・EPAの発効が本年春頃と予想されたことから、昨年11月現地へ行き、EUにおける原産地自己申告を実施するための事務の実態調査、EUにおける特惠関税適用申請手続、通関後の事後確認についてのEU当局等現地関係者との意見交換、情報収集を行った。調査結果については、調査報告書にまとめるとともにセミナーを開催し、賛助会員をはじめ関係業界等に情報発信した。

また、昨年9月に(株)日立ソリューションズとの共催で、「メガFTA (TPP11、日EU) の発効を見据えたグローバル通商戦略とは」と題したセミナーを、本年2月に、駐日欧州連合 (EU) 代表部と共催で、EU委員会租税・関税同盟総局担当課長と当協会業務二部長を講演者とする日EU・EPAの原産地手続に関するセミナーを開催した。

② 国連CEFACT日本委員会の活動に対する支援

国連CEFACT日本委員会 (JEC⁴) は、我が国において国連CEFACTが開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として平成2年に関係業界団体、企業等により設立された (当協会が事務局)。

国連CEFACT日本委員会は、総会を平成30年7月に、運営委員会を平成30年6月及び31年3月にそれぞれ開催し、また、JECの下部組織である「国連CEFACT標準促進委員会」を平成30年6月及び11月に開催した。当協会はその事務局として、国連CEFACT総会への対応の協議、国連CEFACTが進める国際標準化に向けたプロジェクトや勧告 (勧告第16号「国連LOCODE」改定案) 等に関する我が国関係業界の意見の集約等を実施するなど、所要の支援を行った。

なお、JECの下には、他の団体が事務局を務める「国連CEFACT観光部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会」が設置され、作業部会として活動している。当協会はそれぞれの活動が有効に機能するよう、各部会等が開催する委員会に可能な限り参画した。

ハ. 国際機関との連携推進事業

平成30年度においては、国連CEFACTはもとより、我が国の貿易相手国としてのウエイトが高いアジア太平洋地域の各国が加盟するAFAC会合等、以下の会合へ参加し、その概要を要約の上、当協会の広報誌やホームページに掲載するとともに、賛助会員をはじめ、関係団体・機関、企業等に幅広く情報提供に努めた。

① 国連CEFACT総会等への参加

国連CEFACTの総会は、年1回、ジュネーブにて開催され、また同フォーラム会議は、春季と秋季の年2回開催 (ジュネーブ等) されている。

平成30年度の総会及びフォーラムは、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、国際標準の策定に向けた各種プロジェクトの進捗状況等に関する情報を収集した。

【第24回国連CEFACT総会 (ジュネーブ・スイス)】平成30年4月30日 (月) ～ 5月1日 (火)

《トピック》

○ 国連CEFACTビューアの議長選出

4 JEC (UN/CEFACT Japan Committee) : 平成19年6月25日開催のEDIFACT日本委員会 (JEC) 総会において、JECの略称はそのままとし、フルネームを国連CEFACT日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

- 国連CEFACT2018からの活動計画案の承認
- アジア・太平洋地区・アフリカ地区レポートの活動報告

【第31回国連CEFACTフォーラム(ジュネーブ・スイス)】平成30年4月23日(月)～27日(金)

《トピック》

- Traceability for Sustainable Value Chainに関するミニ・コンファレンスの開催
- ブロックチェーンに関するコンファレンス/ワークショップ
- 国連/LOCODEプロジェクトの発足会議

【第32回国連CEFACTフォーラム(杭州・中国)】平成30年10月14日(日)～19日(金)

《トピック》

- 国連CEFACTフォーラムの開催に先立ち、国連CEFACTの活動及び中国におけるeビジネスの最新状況を紹介するセミナー(貿易円滑化とeビジネスサミット)が開催された。
- Internet of Things (IoT) の貿易円滑化への活用事例報告
- ブロックチェーンの貿易円滑化に向けた将来の活用事例報告

② AFACT会議への参加

当協会は、AFACTの創設メンバーとしてこれまでもAFACTの諸活動に積極的に参画してきた。

AFACTは、毎年度メンバー各国がホスト役を交替により担当し、年2回、中間会合(春季)と総会(秋季)を開催している。平成30年度はバングラデシュがホストとなり、総会がダッカで開催された⁵。

会合の概要については、全体の概要はもとより、原産地証明書の電子化や旅行・観光等を検討内容とする「ビジネスドメイン委員会(BDC)」、サプライチェーン関連標準の開発や最新技術動向への対応を検討内容とする「基礎技術・手法委員会(TMC)」及び普及啓蒙活動への対応を検討内容とする「コミュニティ支援委員会(CSC)」での活動概要等を当協会の広報誌へ掲載するとともに、ホームページにも公表し、当協会賛助会員をはじめ関係団体・機関、企業等に幅広く広報した。

【第36回AFACT総会(ダッカ・バングラデシュ)】平成30年5月9日(水)～11日(金)

《トピック》

- AFACTの運営強化についての検討(StCメンバーの拡充検討、Permanent Secretariatの強化など)
- 各委員会の活動報告

③ APTFF

国連ESCAPは、アジア開発銀行の協賛によりアジア太平洋地域の貿易円滑化と電子化を促進するため、平成21年以降、APTFF(Asia-Pacific Trade Facilitation Forum:アジア・太平洋貿易円滑化フォーラム)を開催しているが、平成30年度の開催はなかった。

5 中間会合は開催されなかった。

二. その他の事業

① セミナー等開催事業

平成30年度においては、7月に在ブリュッセル法律事務所の弁護士の来日する機会を捉え、貿易関係者の関心の高い「EU貿易救済法制・実務及びBREXITが我が国の輸出・投資に与える影響について」のセミナーを開催した。また、9月には(株)日立ソリューションズとの共催で、「メガFTA (TPP11、日EU)の発効を見据えたグローバル通商戦略とは」と題したセミナーを開催した。なお、本年2月には、駐日欧州連合(EU)代表部と共催で、EU委員会租税・関税同盟総局担当課長と当協会業務二部長を講演者とする日EU・EPAの原産地手続に関するセミナーを開催した。本セミナーは日EU・EPAの原産地手続、特にEUにおける原産資格を証明するために必要なサプライヤー宣誓制度等を含む原産地の自己申告手続に焦点を当てたもので、2月にEPAが発効した直後でもあり、時宜を得たものとなり、定員250名の応募が半日で満席となり、座席を増やし300名弱の参加を得た。

② 技術協力への支援事業

経済のグローバル化が進展し種々の経済連携協定が結ばれる中で、国際貿易関係手続の効率化、簡素化及び電子化は、一国だけで達成することは不可能であり、緊密な国際協力が必要不可欠である。このような状況下において、JASTPROに対し、WCO(世界税関機構)が実施している技術協力事業(受入研修)・国際啓蒙活動(講師派遣)、JICAが実施している途上国税関職員に対する研修等への協力(講師派遣)要請等があった。これらの技術協力事業への支援・協力は、国際的に貿易関係手続の簡易化を推進し、ひいては途上国における日系企業の貿易活動の促進にも裨益するものであることから、積極的に当協会業務二部長を派遣し、以下の支援・協力を行った。

- 税関研修所主催関税技術協力研修での講演(千葉県柏市)

平成31年2月28日(木)

《トピック》原産地規則における世界的傾向及び原産地規則の専門家として

③ 受託調査事業

平成30年度については、当協会が実施可能なテーマでの調査事業のオファーがなかったため、受託調査事業は実施しなかった。

(2)日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード(以下、「JASTPROコード」という。)は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCSの利用者(税関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等)は、このコードを入力することにより貿易事業者名等を識別して、入出力や各種検索が出来ることとなっている。

平成29年10月以降、財務省・関税局の方針のもとNACCSの第6次更改に併せ、税関への輸出入申告手続きに際してはマイナンバー法⁶に基づく「法人番号」が使用されることとなったが、それ以降においてもNACCSを運営している輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCSセンター)と連携を図りつ

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

つ、JASTPROコード取得者の「法人番号」と「JASTPROコード」の紐付を行い、法人番号を補完するコードとして、JASTPROコードの運用を継続していくこととなった。平成28年3月以降、NACCSセンターはもとより関係3団体(日本通関業連合会、航空貨物運送協会、国際フレイトフォワードーズ協会)の協力を得て、JASTPROコードを取得している法人の輸出入者等(約93,000社)に対し案内を送付し、紐付け作業を実施してきた⁷。その結果、平成29年9月末までに72,647社(全法人登録社数の約8割)の紐付が完了し、第6次更改後のNACCSの業務には特段の支障もなく、スムーズに移行することができた。平成31年3月末の段階で、約82,000社(全法人登録者数の約90%)について紐付が完了している。

平成30年度においても、JASTPROコードの発給及びその保守管理を行うとともに、紐付作業を継続し、税関に対する輸出入申告のみならず、貨物管理、船荷証券の作成、関税等の口座振替、各種帳票類の処理が効率的に行われ、通関手続きの簡素化はもとより、国際物流の迅速化の実現に資するよう更なる利便性の向上に努めた。

なお、平成30年度は、7月に「西日本豪雨」、9月に「台風第21号による大雨」、「北海道胆振東部地震」が発生したが、国税、税関当局をはじめ関係省庁において、災害支援の一環として申請期限の延長等の措置が取られた。当協会においてもそれに準ずる形で、これら特定災害地域と指定された地域に所在する登録者のうち1年以内に登録期限が到来する者(約6,500者)について、1年間の期間延長を行った。

以上

7 法人番号は、当該企業名等の表記方法が「和文表記」であり、一方、輸出入申告手続きを受付けるNACCSは、「英文表記」であることを要件とするため、NACCSで法人番号を使用するには「和文表記」を「英文表記」に変換する必要がある。このため当協会は、NACCSセンターからの要請を受け、利用者が従来どおりJASTPROコードを入力すればNACCSが英文表記と法人番号が対応した形で受理できるように、JASTPROコード(英文表記)と法人番号とを紐付けした。

記事2. 台湾での国連CEFACT観光旅行部会の初めての開催とその活動報告

NPO 法人観光情報流通機構 (JTREC) 専務理事

国連CEFACT Travel & Tourism Domain Coordinator 鈴木 耀夫



写真：開会式での記念講演の参加者

1. はじめに

国連CEFACTの観光旅行部会 (Travel & Tourism Domain) としては、部会単独での国際会議開催は今回が初めての試みであった。この開催では台湾の関係者の大変大きな努力があった。昨年秋の中国杭州フォーラムで、国際的に新しい潮流である体験プログラム (EPs) を対象としたGreen Paperプロジェクトが、完成する見込みが出てきたことで、これを具体化するプロジェクトを開始することが話し合われたことから始まる。新しいプロジェクトでは地域創生等の視点が求められることで、国連の大きなテーマであるSDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) をふまえた検討が必要になることが意識された。そしてこの視点では、定例の国連CEFACTフォーラム以外に集中した検討の場が必要になるのではという事で相談が進んだ。幸いに台湾の関係者が会議の場を提供する用意があるとのことで、基本的な進め方の整理を春のフォーラムまでに整理して、最終的にこのフォーラムで決めることとした。ジュネーブフォーラムでの最終決定を行って、秋のフォーラムとの中間に開催することを確定して今回の開催に至ったものである。従前からアジア太平洋地域を対象としたAFACTの会議がこの時期近くにありえたが、この時にはAFACTの旅行関連部会 (TT&L WG) の開催もこれに合わせることで推進することを決めた。

2. 会議の開催と討議項目

会議は検討や折衝の末に下記のような名称、日程と場所で、多くの支援団体の協力を得て開催された。

- (1) 会議名称: UN/CEFACT Travel and Tourism Interim Taipei Meeting
- (2) 会議日程: 2019年6月24日(月) から27日(木)
- (3) 会議会場: The Grand Hotel Taipei (圓山大飯店)

- (4) 主催者：国連CEFACT T/T Domain
- (5) 共同開催者：AFACT TT&L WG
- (6) 現地主催者：TAB (Taiwan APT Standard and Blockchain Development Association)
- (7) 開催スポンサー：台湾Ministry of Foreign Affairs
New Taipei City Government
Siloah Travel
Riversoft Information Inc.
Broadmission Co. Ltd.

会議初日の午前中には開会にあたっての記念講演等が行われた。外務省 NGO 担当の局長の歓迎の挨拶、国連CEFACT副議長のCEFACTを代表しての挨拶、そして新北市秘書室長の会議開催の支援者としての挨拶があり、続いてSDG (持続可能な開発目標) 台湾連盟の代表で元英国大使の記念講演を経て、私から国連CEFACTのTravel/Tourism (T/T) Domainの今日までの活動の経緯を説明した。30人規模の参加者で台湾からはAFACTの代表の参加もあった。

この会議では、当初から意図していた国連CEFACTの新しいプロジェクトに関する検討を中心に進行された。それに加えてT/T Domainの持ついくつかの課題についても意見交換や整理を行った。会議日程に従って27日までに予定されたいずれの日時にも意見発表や議論が続いた。今回も会議期間中には国際電話会議を併設し、物理的に参加ができなかった人も加わることを可能とした。以下に検討項目に従ってこの会議での整理内容を記述する。

3. 検討事項1 – Business Standards for Sustainable Tourism (ST) プロジェクト

本プロジェクトは、4月のジュネーブフォーラムの直後にBureauの承認を得て、正式な国連CEFACTのプロジェクトになったものである。この中で決めていかねばならないことは、観光旅行商品全般を対象としたSustainable TourismのためのBusiness Standardsをまとめる事である。体験プログラム (EPs) 対応のGreen Paperプロジェクトで整理を行ってきたことを受けて、国連SDGsの指針を全ての観光旅行商品に拡大した時に、それら商品に共通するSustainable Tourismの在り方を検討して、国連CEFACTとして世の中に問うものである。

今回の検討では、GSTC (Global Sustainable Tourism Council) という組織が国際的に活動を行ってきていて、ホテル、ツアーオペレータと観光旅行対象地域 (Destination) 対応の両面でSustainable Tourismの在り方を、CriteriaとIndicatorsという体系で基準をまとめ推進をしてきている。これに対して、国連CEFACTの立場でどのような役割をはたすべきかという事が大事な観点になる。この議論では、Sustainable Travel Taiwanの代表でもありGSTCのTrainerとしての資格のある人から、GSTCの組織と活動に関する説明が行われた。GSTCの設立にあたっては国連やUNWTO (国連世界観光機構) の支援を得たものであるが、目下はあくまでも会員組織としてのNPO団体としての活動である。このことから国連CEFACTとしての立場での公的かつ全世界的な提言は意味があるとの意見がBureauの副議長からあった。基本的にTransparentでOpenなStandardsの構成と、その構成されたStandardsを基にした事業者や利用者自らのSelf-Checking Systemの実現に向かうことが議論されたが、国連CEFACTの立場で主張し整理すべき事柄については今後の検討課題として残された。この検討過程でプロジェクトリーダーから図1に示す提案があった。この図では検討対象を4事象にまとめ、EnvironmentとCultureを維持しながら、

観光旅行 Business が Local Community で実施される状況を示したものである。そしてその中心に利用者である Visitor がいることで、今後の Business Standards の整理を進展させられないかという事であった。

Perspectives when to develop T/T Sustainable Tourism Rules

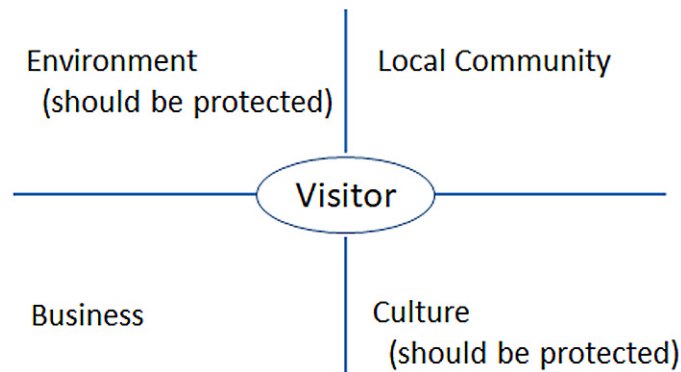


図1. 持続可能なツーリズムの検討

また今回の検討過程では、GSTCのCriteriaを理解しながら国連CEFACTの主張すべき内容について意見交換を実施した。このプロジェクトの推進では多くの意見交換と関連団体との必要な調整が求められると想定される。

4. 検討事項2 – Experience Programs Technical Artefacts (EPs) プロジェクト

EPsの国際取引実現のための標準化開発は、T/T Domainとしての当初からの意向であったが、従来のSLHプロジェクトの成果物にEPsに必要な商品分類Category等限られた項目を追加することで、この実現が可能ではないかという意見で、この場合には国連CEFACTの正式のプロジェクトにしないで対応可能という事であった。しかしそのように簡単な扱いで可能かという事については異論があったために、その扱いについてはこの会議で改めて整理をすることになっていたものである。この過程ではBureauとの意見交換も行い、その中で複数のデータ項目の新規追加やBRS (Business Requirements Specification) の作成を必要とする場合には、新規のプロジェクトとして提案すべきという見解が示された。これを受けて今回整理を行った結果、今回の会議で新たなプロジェクト提案書を作成してBureauに1か月後を目途に提出することとなった。

プロジェクトの正式な発足は若干遅れることになるが、完成時期に関しては利用事業者の要請もあり大きく遅れることが無いように今後関係者で努力をすることとした。なお、EPsプロジェクトはもともとSustainable Tourismの考えを取入れていくもので検討されてきたが、STプロジェクトが別途進行することになっていることで、当プロジェクトではこれに関する検討を重複して行わないこととした。そしてEPsの扱いに関しての標準化事項をまとめることで進め、最終的にSTプロジェクトの検討結果を取込むこととした。

5. その他の検討事項

(1) Blockchainに関する検討

今回の会議では、Blockchain 技術を活用して、Sustainable Tourismにも貢献するという実施例が台湾の事業者から発表された。太平洋に浮かぶOrchid 島での訪問客のごみ処理の問題を解決するために、地域デジタル通貨の発行を同技術により実施して、その収益の一部をごみ処理費に回すということで実際的な取組みが始まっていることが報告された。目下は動き始めたところであるために、この成果は今後の進行状況を見ていくことになる。

T/T Domainでは顧客評価や事業者間の旅行行程表の交換でこの技術の利用の提案が既にでていますが、これらをふまえた標準化開発対応は今後の検討課題である。

(2) API技術に関する検討

T/T DomainでのAPI技術の活用では、その必要性があることでAPIの検討の取組みを行ってきているが、今回は台湾のソフト開発会社から観光旅行関連の取引で必要になる事項での開発推進の提案があった。この開発要請では、大きく分けるとAPI基本技術の開発に係る事項と、業務上の取引データとの対応とがあるが、今回はその両者に関する内容であった。前者に関しては、国連CEFACTで進行し始めたAPI検討プロジェクトの動きを見ながら、そして後者に関しては、国連CEFACTの基本的な開発方針（参照図2）にそって関連データ項目の標準開発が行われる（参照図2）ことから、これら諸点での検討を行いつつ、業務面で先行したOTA（Open Travel Alliance）等での取組み状況を確認して、T/T Domainでの対応を検討することとした。

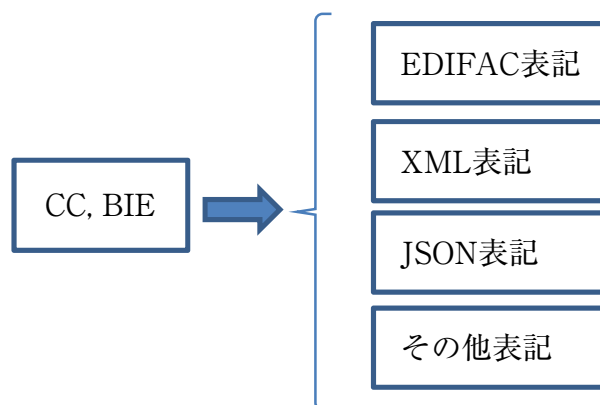


図2. CC, BIE から対応する言語様式の生成

6. EPsの実事業推進からみた標準化の必要性

JTRECから参加した堀田理事から表記に関する意見発表があった。この中でEPs事業が進展していく時に従来の観光旅行事業者以外の新規事業者の参入も多くなりえることで、用語の使い方等を早く整理して検索効果を上げる等の必要がある。EPs商品が地域経済に与える効果や住民そして旅行者の生活の質の向上にも大きく貢献することから、国連SDGsを十分に意識した取組みが行われるように配慮しながら、EPsの取引標準開発を推進していく必要があるとのことであった。

7. その他の議論

更に下記の諸点が議論された。

(1) 秋に開催される国連CEFACTのLondonフォーラムの参加

Londonフォーラムの参加には、今回の議論にあるプロジェクトの推進が大きく係るために、関係者から前向きな参加の意向が示された。

(2) AFACT総会への参加

計画が伝えられた8月下旬のAFACT総会(Bangkok)には、観光旅行事業運営上の都合で参加者が見えてこなかった。しかしこの会議はその後11月28日の週に決まったことで改めての参加者を確認することとする。

(3) プロジェクト体制

新しいプロジェクトの推進ではT/T Domainとしての推進体制の確立と3か国の支援の表明が求められることで、この対応の検討を行った。

(4) DTI(Destination Information) プロジェクトの対応

懸案である表記プロジェクト対応では、現実に開発が進められていないことで一時中断をして、今後改めて必要な時点で再開することが良いのではとの意見が出された。EPsやSTプロジェクトの推進では、このプロジェクトの必要性が出る事が考えられるために、今回は問題提起のみとして、この決定は今後国際電話会議の場を使って決めることとした。

8. おわりに

今回の台湾での開催は、台湾の開催関係者が大変な努力をしたことで、この会議が無事にかつ盛会に開催された。最も大きな考慮点は台湾が国連の参加国でないために、会議の名称で国連のロゴの使用とその開催地の表記に考慮が必要であった。名称ではロゴにUN/ECEとUN/CEFACTを併記した表示にすることとし、開催国名では台湾(Taiwan)という表記ができないために、Chinese Taipeiとするか或いは単にTaipeiとすることにした。

台湾政府や地方行政の開催支援やスポンサー企業等の直接的な支援も得て開催され、また参加者にも従来の観光旅行分野の枠を超えた幅広い活動分野での要人や有力者がいたことで会議に厚みが出たといえる。このことは今回の開催テーマに関して台湾での関心が大きくあるとも感じられた。

この会議を主催した当事者として、国連CEFACTのBureauから副議長が参加したことと併せて、開催国台湾の関係者の熱心な取組みとその真摯な対応に心から感謝を述べたい。

以上

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

1 24 July 2019:

This is to announce a 60-day public review concerning the revision of Recommendation 33 on Single Window. If you would like to submit comments, please use the appropriate template provided on the Public Review page and send to Lance Thompson, before 24 September 2019.

2 23 July 2019:

This is to announce a 60-day public review concerning the Smart Containers BRS. If you would like to submit comments, please use the appropriate template provided on the Public Review page and send to the Project Leader, Hanane Becha, before 23 September 2019.

3 8 July 2019:

UNECE Secretariat has released the 2019-1 UN/LOCODE directory.
編集部 注)日本版はJASTPROのWeb-Siteからもご覧頂けます。

4 1 July 2019:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project RDM-2-API. This project aims to define a standard methodology that can be used to produce high quality OpenAPI specifications and JSON LD dictionaries from existing UN/CEFACT semantic library content, particularly the Reference Data Models (RDMs). If you would like more information, please contact the project lead: Steve Capell.

5 1 July 2019:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project API Town Plan. This internal-looking project will establish a high level “API town plan” and associated governance and publishing framework for UN/CEFACT APIs. If you would like more information, please contact the project lead: Steve Capell.

6 21 June 2019:

This is to announce a 60-day public review until 21 August 2019 concerning the project to revise Recommendation 16 on the United Nations Location Codes for Trade and Transport. Please use the Comment Template if you would like to make comments before this date.

以上

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動にご興味を持たれる方や日本輸出入者コードの利用者の方々のご参考として関係諸組織・団体ホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますのでご活用下さい。

- ▶ 当協会に關係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入關係手続きに關係する業界団体等
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(国内)
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(海外)
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に關係する国際機関
- ▶ 日本財団、公益財団法人JKA

JASTPRO 第45巻 第4号 通巻第486号

・禁無断転載

令和元年7月31日発行 JASTPRO刊19-04

発行所 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 菊川正博

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

電子版は、当協会ウェブページのお知らせ欄にてご覧いただけます。

<http://www.jastpro.org/topics/index.html>

掲載通知をご希望の皆様には、メールにてその旨ご案内申し上げますので、ご希望の方は毎月20日までに次の内容を下記のE-mailアドレスにお知らせくださいますようお願いいたします。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【ご連絡窓口】

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務部 業務一部長 祁答院(けどういん) 包則

E-mail address: gyomu_dept@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
Trade
PROcedures